

## 「障害福祉サービス費等の請求及び受領に関する届」等のご案内

次の「届出理由」に該当する場合は、「障害福祉サービス費等の請求及び受領に関する届」等による届出が必要です。

項番	届出理由	提出する届	届出書の入手方法	提出期限
1	新規事業者の指定を受けた場合	障害福祉サービス費等の請求及び受領に関する届	指定年月の初旬に本会から事業所宛てにお送りいたします。	指定された月の翌月10日（必着）
2	法人名称、法人代表者が変更になった場合 ※法人情報の変更に伴う振込口座の変更を含む	障害福祉サービス費等の請求及び受領に関する届	東京都福祉財団または区市町村へ変更届をご提出後、必要に応じて本会から法人宛てにお送りいたします。	届出書に同封した事務連絡に記載
3	振込金融機関・口座番号・口座名義を変更する場合 ※法人情報の変更を伴わない場合	振込金融機関変更届	口座の変更を希望される場合は、本会へ直接お問い合わせください。 本会からお送りいたします。 【TEL】03-6238-0336	変更しようとする支払月の前月20日（必着）

### ！！注意事項！！

- (1) 提出期限が土・日曜日、祝日に当たる場合は、前営業日までとなります。
- (2) 届出書の提出期限を過ぎますと、支払が遅れる場合がございます。
- (3) 次のような場合は「障害福祉サービス費等の請求及び受領に関する届」と併せて「委任状」をご提出ください。
  - ・「開設者」以外の方が「受領者」となる場合
  - ・「開設者」と異なる法人が「受領者」となる場合

委任状の様式は、本会のホームページ上から、必要に応じてダウンロードしてご利用下さい。  
 連合会トップページ ⇒ 各種様式ダウンロード集 ⇒ 5.障害福祉事業所等の皆様  
 URL：[https://www.tokyo-kokuhoren.or.jp/download/index.html#welfare\\_office](https://www.tokyo-kokuhoren.or.jp/download/index.html#welfare_office)

### 【「届出書」に関する問い合わせ先及び提出先】

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号 東京区政会館11階

東京都国民健康保険団体連合会  
企画事業部 管理課 支払係

TEL03-6238-0327（ダイヤルイン）